

○筑波大学公開講座規則

〔平成17年3月24日〕
法人規則第35号

改正 平成19年法人規則第30号
平成21年法人規則第30号
平成22年法人規則第38号
平成23年法人規則第40号
平成25年法人規則第8号
平成30年法人規則第31号
令和元年法人規則第30号

筑波大学公開講座規則

(趣旨)

第1条 この法人規則は、筑波大学（以下「本学」という。）における公開講座に関し必要な事項を定めるものとする。

(公開講座の目的)

第2条 公開講座は、本学の教育研究の成果等を広く社会に開放・発信し、一般市民の教養・文化の向上及び職業又は実際の生活に必要な能力の涵養に資することを目的とする。

(公開講座に関する業務を行う特別な組織)

第3条 本部に、公開講座に関する業務を一体的に行うため、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第35条第1項に規定する特別な組織を置く。

2 前項の特別な組織の組織及び運営に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(公開講座の開設の決定及び実施)

第4条 学長は、前条の特別な組織の議を経て、各年度ごとに、公開講座の開設を決定する。

2 前項の開設決定に基づき、公開講座は、関係する学群長、学術院長、教育研究施設の長、附属図書館長、附属病院長又は附属学校教育局教育長が実施する。

(公開講座の種類)

第5条 公開講座の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般公開講座 教養講座、スポーツ教室、芸術教室等とし、主に一般市民を対象とする。
- (2) 現職教育講座 教員その他特定の職業に従事している者等の再教育を目的とする。修了者には試験のうえ、所定の単位を与えることがある。

2 公開講座は、前項各号に掲げるもののほか、学外の機関と共催し、又は委嘱を受けて実施することがある。

(講師)

第6条 公開講座の講師は、本学の職員のうちから学長が委嘱する。ただし、必要がある場合には、役員又は学外の学識経験者等を講師として委嘱することができる。

(受講資格)

第7条 公開講座の受講資格は、講座の内容に応じ、その都度定める。

(受講手続)

第8条 公開講座を受講しようとする者は、所定の手続きを経るとともに、講習料を前納しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と判断した場合は、講習料を無料とすることができる。

3 第1項の講習料の額は、法人規程で定める。ただし、法令等に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

(修了)

第9条 公開講座において、所定の課程に10分の7以上出席して履修を終えた者には、修了証書を授与する。ただし、修了証書の授与の要件について法令等に別段の定めのある場合は、その定めるところによる。

(単位の授与等)

第10条 現職教育講座に係る単位の授与等については、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号）第30条、第34条及び第35条並びに筑波大学大学院学則（平成16年法人規則第11号）第33条、第35条及び第36条の規定を準用する。ただし、法令等に別段の定めのある場合は、その定めるところによる。

(雑則)

第11条 この法人規則に規定するもののほか、公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平19.3.29法人規則30号）

この法人規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平21.3.31法人規則30号）

この法人規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平22.5.12法人規則38号）

この法人規則は、平成22年5月12日から施行し、改正後の筑波大学公開講座規則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平23.3.24法人規則40号）

この法人規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平25.2.28法人規則8号）

この法人規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平30.3.22法人規則31号）

この法人規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令元.12.26法人規則30号）

この法人規則は、令和2年4月1日から施行する。